

# 会計における原則主義の法制度の検討

—米国企業と業界団体のコメント・レターを材料として—

滝西 敦子

同志社大学

## 要 旨

2002年、FASB（財務会計基準審議会）は米国会計基準設定における原則主義の採用に関する提案書を公表した。このFASBの提案書へ寄せられた米国企業と業界団体のコメント・レターの7割は、この提案書を支持した。本稿の目的は、米国企業と業界団体がこの提案書を支持した背景および要因を分析することである。

原則主義には、会計専門家の市場対応力を高め、かつ、国際業務を簡便化する効果を期待できる。また、原則に基づく基準を適用する際には会計専門家判断がより求められ、原則主義は、会計基準設定において会計専門家の社会的プレゼンスを高める一因となる。これらは、米国企業と業界団体がFASBの提案書を支持した積極的な要因である。

一方、原則主義は会計専門家判断に一層依拠する傾向があるため、会計基準でのその使用は法的責任範囲、および、後に起こる潜在的な財務訴訟のリスクを実質的に増加させるであろう。本稿では、経営判断原則、会社による補償、損害賠償額の制限などの面において法的保護規定があり、取締役または役員は、これらの法規定によって、経営上の法的責任を制限あるいは免除される傾向にあることを指摘している。原則主義のもとでは、これらの法規定の役割はますます重要になる。

さらに、これらのことは、IFRS（国際財務報告基準）の適用がもたらす訴訟変化に対応する方法について日本企業法制へ示唆を与えている。起こりうる財務訴訟の増加に、日本でも米国と同様の制度的な対応ができるのではないかと考える。

## I はじめに

米国では、Enron および WorldCom 等による大規模な会計不正の発覚後、過度なルールの詳細性および複雑性が規定上に空間を生み出したと批判され、原則主義<sup>1)</sup>への転換が支持されるに至った。2002年10月、FASB (Financial Accounting Standards Board: 財務会計基準審議会) は、米国会計基準設定における原則主義の採用に関する提案書 (*Proposal, Principles - Based Approach to U.S. Standard Setting*: FASB [2002 b]) を公表した。原則主義は会計専門家判断に一層依拠する傾向があるため、財務諸表作成者である企業とその監査人に委ねられる裁量は広がり、判断が求められる頻度も増加する。こうした変化は、彼らの法的責任範囲を拡張させ、訴訟件数の増加を導く可能性が高いが、FASB の提案書へ寄せられた米国企業と業界団体のコメント・レターの7割は、この提案書を支持した。

米国企業と業界団体がこれを支持する背景には、そのベネフィットがコストを上回るという判断がある。本稿では、そのような判断の具体的な形成要因を明らかにする。

まず、米国企業と業界団体が提出したコメント・レターを分析の切り口として、定性的に、米国企業と業界団体にとっての原則主義のコストとベネフィットを明確にする。ついで、支持の背景には、発生するコストの負担

を軽減するような制度的要因があるのではないかとの仮説を立て、これについて検証する。これらの検討により、米国企業と業界団体が FASB の提案書を支持する背景および要因を明らかにできると考える。なお、日本企業への影響と示唆についても扱う。

## II 個別企業と業界団体からのコメント・レター

<sup>2)</sup> 40 の米国企業と業界団体のコメント・レターで、FASB の提案書 (FASB [2002 b]) を支持するものは28件、反対は7件、中間的な姿勢を求めるもの (中間派: centrist)<sup>3)</sup> は1件、その他 (立場を明確には示さないもの) は4件であった。賛成は7割で、反対は2割に満たない。

FASB [2002 b] の支持派の考える原則主義のベネフィットには、原則主義は経済的実質の反映に資する (No. 5, 13, 23, 28, 122, 126, 132), ルールの詳細性を逆手にとった財務操作の機会を減少させる (No. 121, 132), 市場の要求に一層柔軟に対応できる (No. 28, 121, 122), コンバージェンスに資する (No. 22, 23, 102, 121, 126, 132) 等がある。

企業粉飾において最も訴訟対象になりやすいのは、ディープ・ポケット (支払能力が高い) との認識が浸透している監査人であるが、無論、企業経営者も経営責任を問われる。FASB [2002 b] の支持派はこの点を認識し

<sup>1)</sup> 「原則主義」は principles-based approach を、「細則主義」は rules-based approach を指す。なお、「主義」という用語を用いるが、それは、特別な価値判断を伴うものではない。

<sup>2)</sup> 業種および規模が不明なものは、分析対象から除外している。

<sup>3)</sup> なお、FASB [2002 b] の支持派のなかにも、現行のアプローチを維持しながら原則に基づくアプローチの考え方を取り入れることが望ましいとする意見 (Washington Mutual Inc., No. 104) や、米国基準の大部分は基本的には原則主義であるため大規模な基準の修正は不要とする意見 (Merrill Lynch, No. 28) もある。

ており、特に、“second-guessing”（他に考えられる解釈、後知恵）から生じる訴訟問題を指摘する（No. 22, 126）。また、FASB [2002 b] の反対派には、原則主義の概念は支持するが FASB [2002 b] についてはその内容と環境要因から支持することができないとするコメント（No. 90）、FASB [2002 b] が採用されると会計コストが急上昇して会計プロフェッションが Enron 等の粉飾事件によって逆に恩恵を受けることになるとするコメント（No. 4）等がある。さらに、米国の訴訟環境はまだ原則主義を支持する段階にはないとのコメント（No. 89）もあり、訴訟問題への懸念がある（No. 31, 45, 89, 90）。このような支持派と反対派との決定的な違いは、訴訟リスクをめぐるコストとベネフィットの捉え方にある。支持派は原則主義のベネフィットは訴訟コストを上回ると、反対派は訴訟コストを下回ると判定する。さらに、中間派からは、財務諸表作成者と監査人の法的責任を限定する新法が必要であるとの指摘もある（No. 25）。いずれにしても、訴訟リスクは企業の見解を検討していくうえで重要な要素の1つといえよう。

以下では、40の米国企業および業界団体のコメント・レターを分析し、彼らにとっての原則主義のベネフィットとコストを個別的に検討する。

### III 原則主義のベネフィット

#### 1 市場対応力と国際業務の簡便化 市場は変化するものであり、細則主義のも

とでは、新しい商品や取引形態が出現するたびに経営者と監査人はこれに該当する規定の有無を検討する。規定にない場合は、EITF（Emerging Issues Task Force：緊急問題専門委員会）等による検討を待たなければならない。これに対して、原則主義は会計専門家判断に大きく依拠すると想定されており、財務上のその使用は市場の変化に迅速かつ柔軟に対応できると期待されている。

The Equipment Leasing Association（機器設備リース協会）、Computer Sciences Corporation、および Merck & Co., Inc. は、こうした原則主義がもつ市場変化への対応力に期待を示している（No. 25, 121, 122）。

また、90以上の国と地域で石油事業を展開している Shell International Limited は、「コンバージェンスは、投資家の信頼の向上と、世界の資本市場に参加する企業の財務諸表を活気づけるために不可欠である」（No. 23, p. 3）と述べる。このように、IFRS（International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準）と米国会計基準とのコンバージェンスを求める声もある。

#### 2 プロフェSSIONAL性とプレゼンスの向上

Enron 事件後、ルール細分化が規定上の隙を提供したと批判され、原則主義の議論は広まった。

原則主義のもとでは、財務諸表作成者と監査人にはルールへの徹底した準拠ではなく会計基準の基本原則および基本目的に立ち返った専門家判断が、利害関係者にはこうした専

<sup>4)</sup> この他、原則主義のコストには、職業専門家への再教育・訓練にかかるコスト等もある（No. 22, 23, 25, 83, 90, 126）。

図表 1 分析対象企業および業界団体

| 番号*1 | 見解*2 | 企業名・業界団体名   |
|------|------|---|
| 4    | N    | University Bank   |
| 5    | Y    | New Horizons Group, Inc.                                  |
| 13   | Y    | Sempra Energy   |
| 15   | Y    | IBM Corporation   |
| 16   | Y    | Delphi Corporation  |
| 18   | Y    | Occidental Petroleum Corporation                          |
| 22   | Y    | Key Corp  |
| 23   | Y    | Shell International Limited                               |
| 24   | Y    | Wells Fargo & Company                                     |
| 25   | C    | The Equipment Leasing Association                         |
| 26   | Y    | Mind the GAAP, LLC  |
| 28   | Y    | Merrill Lynch   |
| 31   | N    | BDO Seidman, LLP  |
| 32   | Y    | Microsoft Corporation                                     |
| 35   | Y    | The Bond Market Association                               |
| 36   | Y    | American Bankers Association                              |
| 40   | Y    | Johnson & Johnson   |
| 45   | N    | Intel Corporation   |
| 80   | Y    | Exxon Mobil Corporation                                   |
| 83   | N    | Bader Martin Ross & Smith, P. S.                          |
| 89   | N    | Golden West Financial Corporation                         |
| 90   | N    | American Council of Life Insurers                         |
| 94   | Y    | The Eastman Kodak Company                                 |
| 97   | Y    | Lark Research, Inc.                                       |
| 98   | Y    | American Family Mutual Insurance Company                  |
| 102  | Y    | The Goldman Sachs Group, Inc.                             |
| 104  | Y    | Washington Mutual Inc.                                    |
| 109  | Y    | The National Rural Electric Cooperative Association       |
| 110  | Y    | Sun Trust Banks, Inc.                                     |
| 111  | —    | The Edison Electric Institute                             |
| 112  | —    | America's Community Bankers                               |
| 120  | Y    | Financial Institutions Accounting Committee               |
| 121  | Y    | Computer Sciences Corporation                             |
| 122  | Y    | Merck & Co., Inc.   |
| 123  | —    | Marsh & McLennan Companies Inc.                           |
| 125  | N    | Pfizer Inc.   |
| 126  | Y    | The New York State Banking Department                     |
| 127  | Y    | Toyota Motor Credit Corporation                           |
| 132  | Y    | The National Association of Real Estate Investment Trusts |
| 134  | —    | Prudential  |

注：\*1)：当該項目は、各企業と業界団体の FASB [2002b] へのコメント・レター番号を示す。

\*2)：当該項目は、FASB [2002b] の質問項目 1「米国基準設定への原則主義に関する FASB の提案書を支持するか」(p. 10) への回答を示す。なお、記号は次の意味を示す。

Y：支持，N：反対，C：中間，—：その他（立場を明確には示さない）

出所)：各企業と業界団体の FASB [2002b] へのコメント・レターより、著者が作成。

専門家判断を受け入れる姿勢が要求される。専門家判断が優先されるという点において、これは、財務諸表作成者と監査人のプロフェッショナル性の高まりについて、社会的合意が得られることを意味する<sup>5)</sup>。

さらに、原則主義においては、従来のデュー・プロセスのシステムに加え、会計専門家判断の重要性が強調されるため、会計基準設定機関が企業および業界団体に対して情報発信や専門的知識の共有をより求める状況が発生する<sup>6)</sup>。財務諸表作成者と監査人は、原則主義における専門性の高度化を背景に、解釈・適用ガイダンスの作成における社会的プレゼンスを高めることができる。

しかし、Sarbanes-Oxley 法の成立により、会計職業専門家の法的責任範囲は新たな局面を迎える。以下では、これについて検討する。

#### IV Sarbanes-Oxley 法

2002 年 7 月、1933 年証券法および 1934 年証券取引所法以来の連邦証券諸法の大幅な改正となる Sarbanes-Oxley 法が成立した<sup>7)</sup>。

同法 302 条は、1934 年証券取引所法 13 条

(a)または 15 条(b)に基づき定期報告書を提出する会社 (company) に対して、その筆頭執行役員 (principal executive officer(s)) および筆頭財務役員 (principal financial officer(s))、または同等の職務を執行する者に対して、年次または 4 半期報告書に記載の財務諸表およびその他の財務情報が発行者の財務状態および財務成績を全ての重要な点において公正に示している (fairly present) ことを当該報告書にて署名をもって証明することを義務づけている。また、同法 906 条では、最高執行役員 (chief executive officer) および最高財務役員 (chief financial officer)、またはこれに相当する者に対して、財務諸表を含む各定期報告書が 1934 年証券取引所法 13 条(a)または 15 条(b)の要件に従っていること、および当該報告書の内容が公正に示されていることを証明する声明書を添付することを義務づけている。これへの違反者には厳格化された罰則規定が適用される。このように、302 条および 906 条では、適正性が適法性の一部として要求され、GAAP への準拠が法的防御にはなり得ないこと、および、違反者には厳格な罰則が科せられることが、連邦証券規則として成立した。

<sup>5)</sup> このような認識は、New Horizons Group, Inc. (No. 5) や Computer Sciences Corporation (No. 121) 等の FASB [2002 b] の支持派のなかにある。また、原則主義のもと、会計専門家が会計文献に精通していられる能力が高まるという主張もある (Microsoft Corporation, No. 32)。

<sup>6)</sup> この点について、Toyota Motor Credit Corporation は適用ガイダンスの産業別のワーキング・グループの設立という具体的な構想を示し、これによりルールと原則の誤用が軽減すると期待する (No. 127, p. 5)。Occidental Petroleum Corporation は、過去の石油・ガス業界における解釈・適用ガイダンスを例に、1 つの可能性として、認められた特定の組織が解釈・適用ガイダンスを提供し、FASB はこれを最終審査する、という方法を提示した (No. 18, p. 2)。

<sup>7)</sup> Sarbanes-Oxley 法は、2002 年 4 月 24 日に下院で可決された「2002 年会社・監査の説明責任・義務・透明性法 (Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002) 案」、および、2002 年 7 月 15 日に上院で可決された「2002 年公開会社会計改革・投資者保護法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002) 案」の議論をふまえ、同年 7 月 25 日に米上下両院で可決された (河村 [2002], 54, 56, 67-70 ページ)。

なお、FASB [2002 b] が公表されたのは2002年10月であり、FASB [2002 b] の支持派は、こうした法規制の厳格化を知ったうえで、もしくは知りえた状況で、支持表明をしている。

前章で指摘したベネフィットは、企業が原則主義を支持する積極的な要因である。一方、Sarbanes-Oxley 法にみられるように、近年、会計専門家への責任追及は厳しく、原則主義のもとでは財務訴訟の上昇が懸念される。

## V 取締役・役員の法的責任範囲

経営者は、経営上の意思決定に係る経営判断と、会計方法の選択に係る会計判断に関して権限をもつ。したがって、それらの判断の法的責任を負う。<sup>8)</sup>

取締役が、会社および株主に対して負う義務は、信認義務 (fiduciary duty) と表現される (ミルハウプト編 [2009], 65 ページ)。取締役の信認義務違反は、行為が公正 (fairness) であったか、という観点で判断され、取締役と会社の利益が一致している場合の経営判断の問題は善管注意義務 (duty of care) に、一致していない場合の経営判断の問題は忠実義務 (duty of loyalty) に分類される。<sup>9)</sup> 分類に応じて、法的な責任範囲は異

なる。

### 1 経営判断原則

会社の発展のためには、時として大胆な経営判断が必要とされるが、成功をおさめなかった場合に経営責任が問われるとなると、取締役の経営判断は委縮し、株主の利益に反する可能性がある。米国では、裁判所は一定の条件のもとでは取締役の判断に干渉しないとする「経営判断原則」(business judgment rule) が判例として発展し (玉井 [2009], 133-134 ページ)、<sup>10)</sup> 「裁判所が取締役の責任の実体的な判断に至ることはなく、公正が問題になるのは経営判断原則の適用がない場合に限られる」(ミルハウプト編 [2009], 66 ページ) と指摘されるほど機能している。デラウェア会社法でも、経営判断原則は中核的な概念にあり、裁判所は利害関係のない取締役によってなされた誠実な判断を後知恵で判断 (second guess) するべきではないとされている (玉井 [2009], 134 ページ)。無論、全ての取締役が当該原則の救済対象とされるわけではない。救済対象と認められるのは、誠実に、会社の最善の利益に合致すると合理的に信じる方法で、通常の慎重な者がもつ注意をもって、その職務を遂行する者に限定される (ALI 原理 4.01 条(a))。さらに、経営判

<sup>8)</sup> 高寺 [2008] は、利益の質は経営者の能力に依存すると述べ、長期の展望をもった経営者が、非公開情報を適切に将来利益に織り込み、より平準化された質の良い利益を算出することができるとする (24-25 ページ)。

<sup>9)</sup> 信認義務の捉え方や分類は、主に判例法において議論されるものであり、その用語法は多様である。この他、信認義務に包含される義務には、誠実義務、情報取得の上決定すべき義務 (duty of informed judgment)、誠意 (honesty)、公正義務 (duty of candor)、情報取得義務 (duty to become informed)、開示義務 (duty of disclosure) 等があり、裁判・条例等の文脈や事案に応じて使用される用語は異なる (ミルハウプト編 [2009], 65 ページ)。

<sup>10)</sup> 経営判断原則は、州会社法において規定されているものではない。後述の模範事業会社法においても条文化されていないが、ALI 原理には当該原則は織り込まれている (4.01 条)。また、経営判断原則は、裁判所には取締役の経営判断の是非を判断するだけの能力も時間もないという観点から発展したものである (近藤 [1989], 30 ページ)。

断原則を覆す立証責任は原告株主に課せられ、株主がこれを立証することには「一般的には困難が伴い、経営判断原則の適用がある場合、取締役の責任は認められない場合がほとんどとなる」(ミルハウプト編 [2009], 67 ページ<sup>11)</sup>)。

## 2 会社による補償制度

さらに、州会社法では、会社が取締役に対して義務的または許容的補償を行うことを認めている。

米国の会社法は州ごとに定められる。そこで、州法に全部もしくは一部が採用されている ABA (American Bar Association: 米国法曹協会) の模範事業会社法 (Model Business Corporation Act), および, ALI (American Law Institute: 米国法律協会) の「コーポレート・ガバナンスの原理: 分析と勧告 (Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations)」(以下, ALI 原理, とする) を取り上げる。

模範事業会社法は、独立した一般的な会社法であり、その法制化の判断は各州に委ねられている。29 の州会社法では、ABA が発行した模範事業会社法の全部もしくは概ね全部が採用されており、そのほか多くの州でも、模範事業会社法は選択的に採用されている (2005 年模範事業会社法, Introduction)。同様に、ALI 原理にも強制力はない。ただし、ALI 原理の主席報告者である M. A.

Eisenberg は、その多くのルールは会社法の制定法の一部として立法府に採用されうると述べる (ALI 原理, 序文)。

2005 年模範事業会社法の 8.52 条は、定款の制限がない場合、会社 (corporation) は、当該会社の過去の実績 (director) で当事者となった訴訟手続きの防御において、本案またはその他について、完全に成功した取締役<sup>12)</sup>に対して、その者が負担した合理的な費用を補償しなければならない、と規定している。また、ALI 原理の 7.20 条(a)(3)では、取締役 (director) もしくは役員 (officer) である者あるいは過去にそうであった者に対して、これと同様の補償を会社に義務づけている。ただし、こうした模範事業会社法および ALI 原理が規定する会社の義務的補償は、訴訟に「完全に成功」した場合に限定される。

これに対して、許容的補償では、ALI 原理の 7.20 条(a)(1)は、取締役もしくは役員が自身の法定資格において、または会社の要求により第三者のための何らかの法定資格において、誠実に行為したことを、また、2005 年模範事業会社法の 8.51 条は、その取締役が善意で行動し、かつ合理的に、自己の行動が会社の最善の利益になると信じることを適用要件にとどめる。こうした行為基準を満たすと、会社は、訴訟手続きに関して負担した責任<sup>13)</sup>につき補償することができる (ALI 原理 7.20 条(a)(1)(2), 模範事業会社法 8.51 条 (a))。なお、模範事業会社法では取締役に対する補償が、ALI 原理では取締役もしくは

<sup>11)</sup> 原告株主が、被告取締役に、詐欺、違法行為、利益相反行為等があったこと、または取締役の経営判断が必要な情報を得てなされたものでないことを立証することで、経営判断原則における推定を覆すことも考えられると指摘される (ミルハウプト編 [2009], 67 ページ)。

<sup>12)</sup> 費用には弁護士報酬が含まれる (模範事業会社法 8.50 条(3))。

<sup>13)</sup> 責任とは、判決金額、和解金、罰金、過料、訴訟手続きに関して負担した合理的な費用を支払う義務を意味する (模範事業会社法 8.50 条(4))。

役員に対する補償を行うべきとする規定が織り込まれている。

こうした訴訟手続きに関する補償のほか、会社には、取締役または役員の責任保険の購入および維持も認められている。畠田 [2002] では、大部分の州法では責任保険の規定はデラウェア州法または模範事業会社法のいずれかの文言に従っていると指摘されている (297 ページ)。

### 3 取締役・役員の責任制限に関する各州立法

各州立法には、取締役の民事責任の救済を目的とした責任制限の条項が織り込まれている。その内容は多岐にわたるが、最も多く採用されているのは、定款の規定により取締役の責任を免除または制限する方法であり、少なくとも 38 の州の立法はデラウェア会社法に従い、定款のなかで取締役の注意義務による金銭賠償につき取締役の個人責任を免除または制限する規定を設けることを会社に許容している (亀山 [2007], 153 ページ)。

米国初の取締役責任制限州法の施行は、デラウェア州法の施行 2 カ月前のインディアナ州法に遡る。<sup>14)</sup> デラウェア州法が定款をもって取締役の責任を制限しているのに対し、インディアナ州法では制定法のなかで取締役に保護を与えるため定款の規定を必要としない。フロリダ州法やウィスコンシン州法等でもこの形態が採用されている。ただし、これらの適用要件は各州で異なり、取締役の行為が意図的な非行であった場合や、不当な個人的利益を得た場合、刑事法の違反があった場合等は、救済対象から外される。州法に定める責任制限は連邦法から生じる取締役と役員の責

任に影響を及ぼさないため、連邦法の適用がある場合は、州法による救済は効力を有しない。また、取締役とともに役員に対しても責任制限を認める立法は、ヴァージニア州、メリーランド州、ネブラスカ州、ルイジアナ州、およびニュージャージー州の 5 州の立法に限定される (亀山 [2007], 152-157, 171 ページ)。

最初に制定法において取締役または役員の責任につき、損害賠償額の上限を設定したのはヴァージニア州であった (亀山 [2007], 158 ページ)。ヴァージニア州会社法は、取締役または役員の負う損害賠償額について、会社の最善の利益について誠実な経営判断に従ってその義務を履行する場合、①定款または株主の承認のある場合に業務規則において定められた金額、および、②取締役または役員が責任を負うべき行為の直前の 12 カ月間に受領した報酬額または 10 万ドルのいずれか高い金額、を比較し、①と②のうち低い方の金額を超えてはならないとした (畠田 [2002], 249-250 ページ)。

このように、米国では経営判断原則が判例として発展し、原則、取締役の経営判断は尊重される環境が整備されている。これに加え、会社による各種補償制度や、州会社法の責任制限規定においても、取締役または役員の救済措置が図られている。

## VI おわりに

本稿では、法的責任範囲の拡張にかかわらず、企業経営者の多くが FASB の提案書を支持する要因をコスト・ベネフィットの視点から検討した。

<sup>14)</sup> インディアナ州法の施行日は、1986 年 4 月 1 日である (亀山 [2007], 155 ページ)。



コメント・レターの分析を通して、米国企業と業界団体がFASBの提案書を支持する積極的な要因として、市場への対応力の向上、国際業務の簡便化、会計専門家の社会的プレゼンスの向上等を挙げた。これらは原則主義が企業と業界団体にもたらすベネフィットである。

一方、会計専門家判断の重要性を強調することは法的責任範囲の拡大をもたらす。Sarbanes-Oxley法302条および906条において適法性の一部として適正性が要求され、かつ、経営者への罰則規定は強化され、今後、これまで以上に企業経営者への責任追及は厳しくなると推測できる。米国では、訴訟の頻発により有能な人材の確保が困難になるとの懸念から、経営判断原則が判例として発展、確立している。また、取締役または役員員の損害賠償責任を制限する州会社法も整備されている。これに加え、取締役もしくは役員は、その職務にあったために当事者となった訴訟やその他の防御にかかる合理的費用を会社に求めることができる。会社がこうした事態に備えて取締役または役員に代わり責任保険に加入・維持することも認められている。こうした法規定は、財務訴訟リスクの上昇に耐える状況を支援する。

このように、米国企業と業界団体がFASBの提案書を支持する背景には、原則主義がもたらすベネフィットへの期待があり、また、取締役または役員員の経営責任を免除または制限する保護規定があることを明らかにした。専門家判断の重要性を強調する原則主義への転換において、これらが果たす役割はますます大きくなるといえよう。

## 補論：IFRSと日本企業の経営者責任

### 補一I はじめに

日本では、2010年3月31日終了事業年度から一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表にIFRSを任意適用することが認められ、2012年を目途に強制適用の是非が判断される。本補論では、企業経営者の視点からIFRSの適用がもたらす影響を検討し、この変化にいかに対応できるのかという問題意識のもと、日本企業法制を考える。

### 補一II 株主代表訴訟の実態

日本における取締役の訴訟リスクは、平成5年商法改正<sup>15)</sup>以降、変化の時期にある。日本では、取締役の会社に対する責任の軽重は株主代表訴訟との関連で議論されてきた(森田[2008a], 81ページ)。昭和25年に株主代表訴訟制度が導入されてから平成元年までの40年間、株主代表訴訟の新受件数はわずか10件であったが、平成5年商法改正<sup>16)</sup>の施行前後で株主訴訟件数は約3倍になり、平成10年には係属件数は200件を超えた(高橋[2008], 19-20ページ)。

さらに、近年の株主代表訴訟では、損害賠償額の高額化が目立つ。たとえば、株式会社ダスキンの経営する「ミスタードーナツ」が

<sup>15)</sup> 平成5年商法改正では、それまで訴額に応じて決定されていた訴訟費用は一律8,200円とされ、また、勝訴株主が会社に請求できる訴訟に係る費用は大きくなった(高橋[2008], 19ページ)。

認可されていない添加物を含んだ「大肉まん」を販売した事件では、106億2,400万円の損害賠償を求める株主代表訴訟が提訴された。同事件の判決（平成20年2月12日確定）では、2人の担当取締役に対しては53億4,350万円余、11人のその他取締役に対しては5億5,800万円余の賠償額が確定した（商事法務 [2008 a], 56 ページ）。この他、蛇の目ミシン工業株式会社の株主代表訴訟の判決では、5名の取締役に連帯して538億6,039万8,183円と遅延損害金を併せた賠償額の支払いが命じられ（商事法務 [2008 b], 51 ページ）、この判決は平成20年10月2日に確定した。

近年、執行役員制を導入する企業が増加している。執行役員は、これを取締役が兼任する場合を除き、会社法上、「重要な使用人」（会社法362条4項3号）に該当するため、その役職につき株主代表訴訟の対象にならない。こうした執行役員制の導入の背景には、株主代表訴訟への懸念があると考えられる。

## 補—III 取締役の責任

### I 株主代表訴訟制度

日本は米国の株主代表訴訟制度を導入したが、両国の制度には相違点がある。

まず、原告適格の要件を比較すると、米国では、ALI原理および模範事業会社法において、株主代表訴訟制度における原告株主の

適切代表性が原告適格の要件とされているのに対し（小林・高橋 [2008], 114-115 ページ）、日本では、6カ月前（定款により短縮可能）から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、役員等<sup>17)</sup>の責任追及等の訴えの提起を請求できる（会社法847条1項）、と規定されている。会社法では、代表の適切性は原告適格の要件に織り込まれておらず、不当訴訟を事前に防止することには限界がある<sup>18)</sup>。

また、「わが国の場合、担保提供申立制度は被告取締役にとって濫用訴訟等への防止の唯一の手段」（小林・高橋 [2008], 149 ページ）であり、会社の組織に関する訴えがあった場合、裁判所は被告の申立てにより、原告株主に相当の担保を立てるべきことを命じることができる（会社法836条1項）。ただし、申立ての際、被告は、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない（会社法836条3項）。

米国には、「経営判断原則」を根拠として、取締役の責任を追及する原告株主の提訴を却下すべきか否かの検討と判断を行う訴訟委員会があり、2006年時点で、約半数の州の会社法のなかで訴訟委員会は規定されている（高橋 [2008], 141-142 ページ、注37）。日本では、近年、取締役の経営上の判断が善管注意義務または忠実義務違反に該当するか否かを判断する基準として、経営判断の前提となる事実認識の過程が不合理か否か、もしくは、経営判断の内容が著しく不合理か否か、という2つの観点を呈示する裁判例が多く、

<sup>16)</sup>平成5年商法改正が施行（10月1日）されるまでの1年間（平成4年10月1日から平成5年9月30日まで）の東京地方裁判所における株主代表訴訟の新受件数は12件であったが、施行後1年間（平成5年10月1日から平成6年9月30日まで）では39件に増加した（高橋 [2008], 20 ページ）。

<sup>17)</sup>「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人をいう（会社法423条1項）。

<sup>18)</sup>小林・高橋 [2008] は、「わが国の原告適格要件では、不当訴訟を事前にスクリーニングするものとしては不十分といえるであろう」（147 ページ）と述べる。

裁判実務および学説においても、このような観点から義務違反に該当するか否かを判断する立場に賛成する見解が有力である（加藤 [2008], 98 ページ, 布井 [2000], 397-398, 403-405 ページ）。取締役の行為に義務違反があったとする原告の訴えは上記の観点から棄却されうるが<sup>19)</sup>、日本では訴訟委員会の却下申立ての理論的根拠となる経営判断原則が確立していないとされていること、また、訴訟委員会の構成員である独立取締役の設置が定着しておらず、かつ社外取締役の独立性が不十分であるという制度的要因から、訴訟委員会の設置は困難とされている（小林・高橋 [2008], 148-149 ページ）。

## 2 会社による補償制度

米国では、会社が取締役または役員に許容的補償もしくは義務的補償を行うことを認めている。

日本では、責任追及等の訴えを提起した株主が勝訴した場合（一部勝訴を含む）、株主は訴訟に係り支出した費用（訴訟費用を除く）、または弁護士報酬のうち相当と認められる額の支払いを株式会社に請求できるが（会社法 852 条 1 項<sup>20)</sup>）、取締役が勝訴した場合の弁護士報酬の支払い請求については、会社法に規定はない。これについて、受託者は自

己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対してその賠償を請求することができるという委任の規定（民法 650 条 3 項）を類推適用し、受託者取締役が委任者会社に賠償を求められることができるとの見解もある（高橋 [2008], 339 ページ）。

また、米国では取締役または役員の実任責任の購入と維持が認められているが、日本で会社に認められているのは普通保険約款に係る部分の保険料負担であり、株主代表訴訟特約に係る保険料は取締役負担とされる（高橋 [2008], 342 ページ<sup>21)</sup>）。

## 3 取締役の損害賠償責任

日本では、取締役の株式会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がなければ免除することはできない（会社法 424 条）。「総株主の同意」が適用の要件であるため、その適用の可能性は極めて低いと思われる。

取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、「最低責任限度額」を控除して得た額を限度として、株式会社からの損害賠償請求額を減額することができる。「最低責任限度額」とは、代表取締役の場合は自己の年間報酬額の 6 倍に、代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の場合は年間報酬額の 4 倍に相当する<sup>22)</sup>（会社法 425 条）。

<sup>19)</sup> 取締役の善管注意義務または忠実義務の懈怠の有無の判断基準は、野村證券損失補填株主代表訴訟第一審判決（東京地方裁判所、平成 5 年 9 月 16 日）、日興証券損失補填損害賠償訴訟差戻後第一審判決（東京地方裁判所、平成 9 年 3 月 13 日）、また、株主代表訴訟ではないが、そごう旧取締役損害賠償査定異議訴訟判決（東京地方裁判所、平成 16 年 9 月 28 日）において呈示され、取締役の行為に善管注意義務違反または忠実義務違反があったとする原告の訴えは棄却された。

<sup>20)</sup> なお、実務上の深刻な問題として、原告株主が本人訴訟を行った場合、株主代表訴訟の場合と異なり、敗訴しても弁護士費用が不要であるため、法律の素養のある原告株主による訴訟濫用を招く可能性が指摘されている（高橋 [2008], 340 ページ）。

<sup>21)</sup> 高橋 [2008] は、多くの株主代表訴訟では、原告株主と会社が対立し、会社の利害は被告取締役と一致しているため、会社が被告取締役の保険料を支払うことに問題はなく、会社と被告取締役の利益が一致した場合に、被告取締役が事後的に支払済保険料を会社に請求できるとすればよいと提言する（342-343 ページ）。

ただし、最低責任限度額を超える部分の支払い請求を免除するためには、株主総会の決議が必要であり（会社法 309 条 2 項 8 号）、また、定款に定めのある場合は、取締役の過半数の同意が、取締役会設置会社においては取締役会の決議が必要とされる（会社法 426 条）。さらに、取締役の賠償責任の免除および執行に関する議案を株主総会に提出するには、監査役設置会社であれば各監査役の、委員会設置会社であれば各監査委員の同意を得なければならない（会社法 425 条 3 項）。

## 補—IV おわりに

取締役にとって、原則主義の最大のデメリットは、自らの経営判断の責任を訴訟という形で問われることである。IFRS の適用により、訴訟件数が増大する可能性がある。

本補論では、財務訴訟への対応方法の観点から、原告適格の要件、担保請求申立制度、訴訟委員会、会社による補償制度、および取締役の損害賠償責任について検討した。

こうした財務訴訟の増加に、日本でも米国と同様の、制度的な対応ができるのではないかと考える。

### 【参考文献】

- ABA (American Bar Association) [2005], *Model Business Corporation Act*, June, ABA. (北沢正啓・平出慶道共訳 [1988] 『アメリカ模範会社法』 Revised Model Business Corporation Act (1894) 訳, 商事法務研究会。)
- ALI (American Law Institute) [1994], *Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations*, As Adopted and Promulgated by the American Law Institute at Wa-

shington, D. C., May 13, 1992, Vol. 1 and 2, ALI Publishers. (証券取引法研究会国際部会訳編 [1994] 『コーポレート・ガバナンス—アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究—』日本証券経済研究所。)

- American Bankers Association [2002] *Letter of Comment No. 36*, American Council of Life Insurers [2002] *Letter of Comment No. 90*, American Family Mutual Insurance Company [2002] *Letter of Comment No. 98*, America's Community Bankers [2003] *Letter of Comment No. 112*, Bader Martin Ross & Smith, P. S. [2002] *Letter of Comment No. 83*, BDO Seidman, LLP [2002] *Letter of Comment No. 31*, Computer Sciences Corporation [2003] *Letter of Comment No. 121*, Delphi Corporation [2002] *Letter of Comment No. 16*, Exxon Mobil Corporation [2002] *Letter of Comment No. 80*, Financial Institutions Accounting Committee [2003] *Letter of Comment No. 120*, Golden West Financial Corporation [2002] *Letter of Comment No. 89*, IBM Corporation [2002] *Letter of Comment No. 15*, Intel Corporation [2002] *Letter of Comment No. 45*, Johnson & Johnson [2002] *Letter of Comment No. 40*, Key Corp [2002] *Letter of Comment No. 22*, Lark Research, Inc. [2002] *Letter of Comment No. 97*, Marsh & McLennan Companies Inc. [2003] *Letter of Comment No. 123*, Merck & Co., Inc. [2003] *Letter of Comment No. 122*, Merrill Lynch [2002] *Letter of Comment No. 28*, Microsoft Corporation [2002] *Letter of Comment No. 32*, Mind the GAAP, LLC [2002] *Letter of Comment No. 26*, New Horizons Group, Inc. [2002] *Letter of Comment No. 5*, Occidental Petroleum Corporation [2002] *Letter of Comment No. 18*, Pfizer Inc. [2003] *Letter of Comment No. 125*, Prudential [2003] *Letter of Comment No. 134*, Sempra Energy [2002] *Letter of Comment No. 13*, Shell International Limited [2002] *Letter of Comment No. 23*, Sun Trust Banks, Inc. [2003] *Letter of Com-*

<sup>22)</sup> 代表執行役と代表執行役以外の執行役に対する最低責任限度額はそれぞれ、自己の年間報酬額の 6 倍と 4 倍に相当する（会社法 425 条）。

- ment No. 110, The Bond Market Association [2002] *Letter of Comment No. 35*, The Eastman Kodak Company [2002] *Letter of Comment No. 94*, The Edison Electric Institute [2003] *Letter of Comment No. 111*, The Equipment Leasing Association [2002] *Letter of Comment No. 25*, The Goldman Sachs Group, Inc. [2003] *Letter of Comment No. 102*, The National Association of Real Estate Investment Trusts [2003] *Letter of Comment No. 132*, The National Rural Electric Cooperative Association [2003] *Letter of Comment No. 109*, The New York State Banking Department [2003] *Letter of Comment No. 126*, Toyota Motor Credit Corporation [2003] *Letter of Comment No. 127*, University Bank [2002] *Letter of Comment No. 4*, Washington Mutual, Inc [2003] *Letter of Comment No. 104*, Wells Fargo & Company [2002] *Letter of Comment No. 24, Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, FASB.
- FASB [2002a], “The FASB Addresses Standards Overload through New Projects,” *The FASB Report, Financial Accounting Series*, No. 229, February 28, FASB, pp. 5-6.
- FASB [2002b], *Proposal, Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October 21, FASB, pp. 1-22.
- 畠田公明 [2002] 『コーポレート・ガバナンスにおける取締役の責任制度』法律文化社。
- 亀山孟司 [2007] 『会社経営と取締役の責任—アメリカ会社法の研究を中心として—』第2版, 成文堂。
- 加藤貴仁 [2008] 「民事再生手続が開始された百貨店経営株式会社の旧取締役の善管注意義務・忠実義務違反を理由とする損害賠償査定決定が取り消された事例」『商事法務』第1832号, 5月5日, 95-101 ページ。
- 河村賢治 [2002] 「米国における企業統治改革の最新動向」『商事法務』第1636号, 8月5日, 50-75 ページ。
- 北沢正啓・浜田道代共訳 [1994] 『デラウェア会社法』新版, 商事法務研究会。
- 小林秀之編 [2007] 『内部統制と取締役の責任』学陽書房。
- 小林秀之・高橋均 [2008] 『株主代表訴訟とコーポレート・ガバナンス』日本評論社。
- 近藤光男 [1989] 『会社経営者の過失』弘文堂。
- 近藤光男 [1994] 『経営判断と取締役の責任—「経営判断の法則」適用の検討』中央経済社。
- 近藤光男 [1996] 『取締役の損害賠償責任』中央経済社。
- 近藤光男 [2004] 『コーポレート・ガバナンスと経営者責任』有斐閣。
- 黒木松男 [1996] 「株主代表訴訟の今日的課題—アメリカ会社法からの示唆—」(酒巻俊雄・奥島孝康他『現代英米会社法の諸相』長濱洋一教授還暦記念, 成文堂) 165-190 ページ。
- ミルハウプト, C. J. 編 [2009] 『米国会社法』有斐閣。
- 森田章 [2008 a] 「取締役の注意義務違反の責任制限」(同志社大学 日本会社法制研究センター編『日本会社法制への提言』商事法務) 71-100 ページ。
- 森田章 [2008 b] 「取締役の民事責任の制限」(同志社大学 日本会社法制研究センター編『日本会社法制への提言』商事法務) 101-111 ページ。
- 布井千博 [2000] 「取締役による経営上の判断と注意義務に関する一考察」(関英昭・山部俊文編著『市場経済と企業法』久保欣哉先生古希記念論文集, 中央経済社) 397-418 ページ。
- 商事法務 [2008 a] 「最高裁, ダスキンの株主代表訴訟で上告棄却・上訴不受理決定」第1825号, 2月25日, 56 ページ。
- 商事法務 [2008 b] 「東京高裁, 蛇の目ミシン工業の株主代表訴訟差戻控訴審で役員の賠償責任を認める判決」5月25日, 第1833号, 51 ページ。
- 杉本徳英 [2009] 『アメリカ SEC の会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』中央経済社。
- 高橋均 [2008] 『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』同文館。
- 高寺貞男 [2008] 「経営者の利益品質競争—その望ましさと実行可能性—」『産業経理』第67巻第4号, 23-27 ページ。
- 滝西敦子 [2007] 「原則に基づくアプローチと監査人の判断—米国4大会計事務所の原則に基づくアプローチ支持の意味」『企業会計』第59巻第11号, 119-124 ページ。
- 玉井利幸 [2009] 『会社法の規制緩和における司法の役割』中央経済社。
- 鳥飼重和・青戸理成 [2008] 『内部統制時代の役員責任』商事法務。